

下妻市交通事業者緊急支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格高騰の影響を受ける交通事業者を支援することにより、地域公共交通の安定的な運行及び市民の日常的な移動手段を確保するため、当該交通事業者に対し、予算の範囲内において下妻市交通事業者緊急支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、下妻市補助金等交付規則（昭和51年下妻市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乗合バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (2) 貸切バス事業者 法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (3) タクシー事業者 法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者（福祉輸送事業限定事業者を除く。）をいう。
- (4) 鉄道事業者 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業を行う者をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」）は、市税を滞納していない者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 令和4年7月1日時点で市の区域内を運行するバス路線（コミュニティバスを除く。）を有する乗合バス事業者（以下「対象乗合バス事業者」という。）
- (2) 市内に営業所を置く貸切バス事業者で、令和4年7月1日時点で貸切バス（スクールバスとして運用する自動車を除く。）を5台以上所有しているもの（以下「対象貸切バス事業者」という。）
- (3) 令和4年7月1日時点で市内に営業所を置くタクシー事業者（以下「対象タクシー事業者」という。）
- (4) 令和4年7月1日時点で市の区域内の移動に資する鉄道事業者（以下「対象鉄道事業者」という。）

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 対象乗合バス事業者 1事業者当たり50万円
- (2) 対象貸切バス事業者 1事業者当たり30万円
- (3) 対象タクシー事業者 1事業者当たり20万円
- (4) 対象鉄道事業者 1事業者当たり100万円

2 補助金の交付は、前項の補助対象事業者の区分ごとに、同一事業者につき1回に限るものとする。

(補助金の申請及び請求)

第5条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交通事業者緊急支援補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)2部及びその他市長が必要と認める書類を市長の定める期限までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは交通事業者緊急支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助金の不交付を決定したときは交通事業者緊急支援補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付に関し条件を付することができる。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定による交付決定を通知した場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第8条 市長は、第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、補助金の交付の決定を取り消したときは、交通事業者緊急支援補助金交付決

定取消通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この告示は、令和4年8月5日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。